

令和8年3月27日
中部地方整備局
建設政 局 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社ライフアシストに対し、宅地建物取引業に基づく処分を実施しました。
詳細は別紙のとおりです。

配布先 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】 建設政 部 不動産業適正化推進官 生 駒 隆 幸
建設産業課長 佐 藤 誠
建設産業課長補佐 日比野 真 吾
TEL 052 (687) 8523

令和 8 年 3 月 2 7 日
中部地方整備局
建 政 部

宅地建物取引業者に対する監督処分について

国土交通省中部地方整備局は、本日、株式会社ライフアシストに対し、下記のとおり宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）に基づく監督処分を行いました。

記

- 1 処分年月日 令和 8 年 3 月 2 7 日
- 2 処分を受けた宅地建物取引業者
商号又は名称: 株式会社ライフアシスト
主たる事務所: 愛知県名古屋市中区錦二丁目 2 0 番 1 5 号 広小路クロスタワー 1 2 階
代表取者氏名: 代表取締役 相川 政也
免許番号: 国土交通大臣 (2) 9 6 5 4 号
- 3 処分内容 法第 6 5 条第 1 項の指示処分
- 4 処分理由
 - (1) 主たる事務所において、令和 4 年 2 月 1 日に専任の宅地建物取引士として設置した宅地建物取引士について、令和 4 年 3 月 1 日時点で雇用形態の変更により専任要件を満たさなくなっていたにも関わらず宅地建物取引業法第 9 条第 1 項に規定する変更届を提出していなかった。
 - (2) 専任の宅地建物取引士に関し、免許日である令和元年 1 2 月 1 6 日以降、主たる事務所及び、従たる事務所である大阪支店において、法第 3 1 条の 3 第 1 項に規定する設置数を満たしておらず、免許取得後に設置された従たる事務所である福岡支店、熊本支店においても事務所設置日（令和 4 年 9 月 1 6 日、令和 6 年 7 月 1 8 日）以降、同様の状態であった（主たる事務所の令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 2 8 日の期間を除く）。また、これらの 4 事務所において、法第 3 1 条の 3 第 3 項に定める必要な措置を取らなかった。

以上の行為は、法第 9 条第 1 項、法第 3 1 条の 3 第 1 項及び 3 項の規定に違反する。

- 5 宅地建物取引業にかかる業務の運営の適正化を図るため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、貴社の役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。
 - (2) 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。
 - (3) 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。
- 2 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。）を 1 ヶ月以内に文書をもって報告するとともに、半年後に当該措置の実施状況を報告すること。